

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県久喜市菖蒲町台字南323番地1
関東リソース株式会社
代表取締役 飯塚誠二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 5 年 7 月 30 日

許可の有効年月日 令和 10 年 7 月 29 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 7月30日	許可
令和 5年 7月30日	許可の更新
令和 8年 4月 1日	代表者の変更

5 積替え許可の有無 有 ・ (無)

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
1	令第1号	○	廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）									
2	令第2号	○	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）									
3	令第3号	○	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）									
4	令第4号		感染性廃棄物									
5イ	令第5号イ		（廃PCB等）									
5ロ	令第5号ロ		（PCB汚染物）									
5ハ	令第5号ハ		（PCB処理物）									
5ニ	令第5号ニ	○	（廃水銀等）									
5ト	令第5号ト	○	（廃石綿等）									
5	令第5号ホ、へ及びチ〜ル		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
			枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	指定 下水汚泥
			1	アルキル水銀化合物	●	○	●	○	○	○	○	
			2	水銀又はその化合物	●	○	●	○	○	○	○	
			3	カドミウム又はその化合物	○	○	●	○	○	○	○	
			4	鉛又はその化合物	○	○	●	○	○	○	○	
			5	有機リン化合物	●	○	●	○	○	●	●	
			6	六価クロム化合物	○	○	●	○	○	○	○	
			7	砒素又はその化合物	○	○	●	○	○	○	○	
			8	シアン化合物	●	○	●	○	○	●	●	
			9	PCB	●		●			●	●	
			10	トリクロロエチレン	●	○	○	○	○	●	●	
			11	テトラクロロエチレン	●	○	○	○	○	●	●	
			12	ジクロロメタン	●	○	○	○	○	●	●	
			13	四塩化炭素	●	○	○	○	○	●	●	
			14	1,2-ジクロロエタン	●	○	○	○	○	●	●	
			15	1,1-ジクロロエチレン	●	○	○	○	○	●	●	
			16	シス-1,2-ジクロロエチレン	●	○	○	○	○	●	●	
			17	1,1,1-トリクロロエタン	●	○	○	○	○	●	●	
			18	1,1,2-トリクロロエタン	●	○	○	○	○	●	●	
			19	1,3-ジクロロプロペン	●	○	○	○	○	●	●	
			20	チウラム	●	○	●	○	○	●	●	
			21	シマジン	●	○	●	○	○	●	●	
			22	チオベンカルブ	●	○	●	○	○	●	●	
			23	ベンゼン	●	○	○	○	○	●	●	
			24	セレン又はその化合物	○	○	●	○	○	○	○	
			25	1,4-ジオキサン	●	○	○	○	○	●	○	●
			26	ダイオキシン類	○	○	●	○	○	●	○	●
			27		●		●			●	●	
			28		●		●			●	●	
			29		●		●			●	●	
			30		●		●			●	●	
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの									
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの									
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									
10	令第10号		ダイオキシン類を基準以上含む燃え殻（法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									
11	令第11号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥（法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことができないものを示す。